大分市監査基準

目次

第１章　一般基準（第１条―第７条）

第２章　実施基準（第８条―第１７条）

第３章　報告基準（第１８条―第２２条）

附則

第１章　一般基準

（目的）

第１条　この監査基準は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき監査委員が実施する監査、検査、審査その他の行為の実施及び報告等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（規範性等）

第２条　この監査基準は、法第 198 条の 3 第 1 項に規定する監査基準であり、監査委員は、これに従って監査、検査、審査その他の行為を実施するものとする。

２　この監査基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる他の関連する基準等を参考に実施するものとする。

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的等）

第３条　本市において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、本市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的、かつ、効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資する

ことを目的とする。

2　監査委員は、この監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。

3　監査委員は、自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長若しくは関係する行政委員会等（以下「市長等」という。）に提出する。

（監査等の範囲及び内容等）

第４条　監査、検査、審査その他の行為のうち、この監査基準における監査等（以下「監査等」という。）は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることをその内容とする。

(1) 財務監査（法第 199 条第１項）　財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようになされており、その組織及び運営の合理化に努めているかを定期監査（法第 199 条第４項）又は随時監査（法第 199 条第５項）として監査すること。

(2) 行政監査（法第 199 条第２項）　事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようになされており、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

(3) 財政援助団体等に対する監査（法第 199 条第７項）　補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。

(4) 決算審査（法第 233 条第２項又は公企法第 30 条第２項）　決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

(5) 例月現金出納検査（法第 235 条の２第１項） 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。

(6) 基金の運用状況審査（法第 241 条第５項） 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。

(7) 健全化判断比率等審査（健全化法第３条第１項、健全化法第 22 条第１項）健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

(8) 内部統制評価報告書審査（法第 150 条第５項） 市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること。

２ 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、この監査基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第５条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義にのっとり誠実な態度を保持するものとする。

２ 監査委員は、常に、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

３ 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、第３条第１項に規定する目的を果たすため、自らの能力の向上及び知識の蓄積を図り、常に自己研さんに努めるものとする。

（指導的機能の発揮）

第６条　監査委員は、第３条第１項に規定する目的を果たすため、監査、検査、審査その他の行為の対象となる組織に対し、適切に指導的機能を発揮するものとする。

（質の管理）

第７条　監査委員は、この監査基準にのっとって、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。

２　監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの監査基準にのっとって遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上及び知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

３　監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

第２章　実施基準

（監査計画）

第８条　監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。

２　監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

３　監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて

適宜、監査計画を修正するものとする。

（リスクの識別及びその対応）

第９条　監査委員は、監査等（内部統制評価報告書審査を除く。この条、次条第２項並びに第 19 条第３項及び第４項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

（内部統制に依拠した監査等）

第 10 条　前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

２　監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

（情報管理）

第 11 条　監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。

２　監査委員は、監査等において入手した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）等に基づき適切に取り扱うものとする。

（報告等の提出以前の周知の禁止）

第 12 条　監査等の結果は、原則として、報告等の提出以前に、市長等の関係者以外の者に知らせてはならない。

（監査等の実施手続）

第 13 条　監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

（監査等の証拠入手）

第 14 条　監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

２ 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

（各種の監査等の有機的な連携及びその調整）

第 15 条　監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

（監査専門委員、外部監査人等との連携）

第 16 条　監査委員は、必要に応じて監査専門委員（法第 200 条の２第１項に規定する監査専門委員をいう。以下同じ。）を選任し、必要な事項を調査させることができる。

２　監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

（弁明、見解等の聴取）

第 17 条　監査委員は、原則として、監査等を実施した結果導き出される指摘及び勧告等に関する報告の決定の前に、監査等の対象の部局等の長からの弁明、見解等を聴取するものとする。

第３章　報告基準

（監査等の結果に関する報告等の作成及び提出）

第 18 条　監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等に対する監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長等に提出するものとする。

２　監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添え

てその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については、勧告することができる。

3　監査委員は、例月現金出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長に提出するものとする。

4　監査委員は、決算審査、基金の運用状況審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

5　監査委員は、監査等の結果に関する報告等の作成に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

（監査等の結果に関する報告等への記載事項）

第19条　監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) この監査基準に準拠している旨

(2) 監査等の種類

(3) 監査等の対象

(4) 監査等の着眼点

(5) 監査等の主な実施内容

(6) 監査等の実施場所及び日程

(7) 監査等の結果

(8) その他必要と認める事項

2　前項第7号の監査等の結果には､次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合には、その旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1)　財務監査 前項第1号から第6号までに掲げる記載事項のとおり監査した

限りにおいて、監査の対象となった事務の執行及び事業の管理が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようになされており、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(2)　行政監査 前項第 1 号から第 6 号までに掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようになされており、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(3)　財政援助団体等に対する監査 前項第 1 号から第 6 号に掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

(4)　決算審査 前項第1号から第6号までに掲げる記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。

(5)　例月現金出納検査 前項第1号から第6号までに掲げる記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。

(6)　基金の運用状況審査 前項第1号から第6号までに掲げる記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。

(7)　健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。

(8)　内部統制評価報告書審査 市長が作成した内部統制評価報告書について、

監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること。

3　第 1 項第 7 号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合には、その旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4　監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

5　監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。

（監査委員の合議）

第 20 条　監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

(1)　監査の結果に関する報告（監査委員が必要と認めるものに限る。以下同じ。）の決定

(2)　監査の結果に関する報告に添える意見の決定

(3)　監査の結果に関する報告に係る勧告の決定

(4)　決算審査に係る意見の決定

(5)　基金の運用状況審査に係る意見の決定

(6)　健全化判断比率等審査に係る意見の決定

(7)　内部統制評価報告書審査に係る意見の決定

2　監査委員は、監査等の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。

（監査の結果に関する報告の公表）

第21条　監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

(1)　監査の結果に関する報告の内容

(2)　監査の結果に関する報告に添える意見の内容

(3)　監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

（措置状況の報告等）

第22条　監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。

2　監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この監査基準は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　内部統制評価報告書審査については、この監査基準の規定にかかわらず、当分の間、これを行わないことができる。

附　則（令和５年監査告示第２号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。